

県南広域振興局長告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月27日

県南広域振興局長 細川倫史

理事

高橋 勇 西磐井郡平泉町長島字新田108番地